

和歌山県開発審査会運営規程

昭和47年5月27日

(運営の範囲)

第1条 和歌山県開発審査会（以下「審査会」という。）の運営については、和歌山県開発審査会条例（昭和45年和歌山県条例第20号）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 審査会の会長は、都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づく審査請求があった場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。

- 2 審査会の会議（以下「会議」という。）の日時および場所は会長が定める。
- 3 会長は、会議を招集する場合は、会議の5日前までに各委員に招集および議事事項を通知しなければならない。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 委員の改選後最初に開催される会議における前3項の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは、「知事」と読み替える。
- 5 会長は、前項に規定する場合のほか必要と認めるときは臨時に審査会を招集することができる。
- 6 会長は、会議の議長となる。
- 7 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開の制限)

第3条 会議（法第50条第3項の規定による口頭審理を除く）を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

- 2 会長は、会議の秩序を維持するため傍聴人の数を制限し、退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 会長は、必要があると認めた場合は議決をもって非公開とすることができる。

(審査請求の審理)

第4条 法第50条第3項の規定により口頭審理を行うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 会長は、口頭審理を行う場合はあらかじめ、日時、場所、その他必要な事項を審査請求人及び処分庁その他の関係人に通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者が審理に際し代理人を出席させて意見を述べさせるときは、審理を開始する前までに委任状を会長に提出するものとする。

(3) 審理中の発言は、議長の許可を受けなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査会の日時、および場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事結果
- (5) その他重要な事項

2 会議録は会長が確認し、確定する。

3 会議録は、公開するものとする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 発言した者の氏名
- (2) 発言した者の氏名が識別されると会長が認める事項
- (3) 和歌山県情報公開条例第7条に規定する非開示情報
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

4 審査会は、原則、議事録等を和歌山県のホームページへの掲載により公開するものとする。

(幹事および書記)

第6条 審査会に幹事および書記若干名を置く。

2 幹事および書記は会長が依嘱する。幹事は、会長の命を受け会務を処理し、書記は幹事の命を受け庶務に従事する。

(運営の細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要なことは会長の決するところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、出席委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

付則

この規程は、昭和47年5月27日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。

附則

この規定は、令和3年7月28日から施行する。